

# 奈良工業高等専門学校産学協働・地域創生研究センター運営委員会規程

令和4年2月10日制定

## (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に、産学協働・地域創生研究センター規程（以下「センター規程」という。）第11条に基づき、産学協働・地域創生研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 委員会は、センター規程第3条各号に係る管理・運営に必要な事項について審議することを目的とする。

## (組織)

第3条 委員会は、センター規程第4条の組織をもって充てる。

## (委員長)

第4条 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

2 委員長に事故あるときは、センター規程第4条第三号の副センター長がその職務を代理する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

## (事務)

第5条 委員会の事務は、総務課で行う。

## (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校産学協働研究センター運営委員会規程(平成30年3月27日)及び奈良工業高等専門学校地域創生研究教育研究センター運営委員会規程(令和元年10月10日制定)は、廃止する。